京都市告示第 519 号

平成28年4月1日京都市告示第1号(京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る 手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務の委託)の一部を次のように改めます (手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務委託の中止)。

平成29年1月20日

京都市長 門 川 大 作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	やなだ日用品店	京都市左京区浄土寺東田町8	取扱中止により削除
2	加茂豆腐 西村	京都市左京区下鴨松ノ木町64	取扱中止により削除
3	土佐屋	京都市上京区西堀川通出水上ル桝屋町 28	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)